

第117回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 令和2年12月9日（水）9:57～11:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【専門委員】

藤原 翔（東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター准教授）

【審議協力者】

内閣府、厚生労働省、経済産業省、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省：田村統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長、

越統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 まだ定刻まで若干時間はございますが、構成員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から第117回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、このような時期に、またお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、11月11日の第1回の部会に引き続き、「社会生活基本調査の変更」について審議を行います。その前に1点、お諮りしたいことがございます。

本年10月に、本部会の部会長代理であられた嶋崎委員が本部会から離れられましたので、統計委員会令の規定に基づき、改めて部会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。

私としては、佐藤委員にお願いしたいと考えております。

○津谷部会長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、部会長代理は佐藤委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 よろしくお願ひいたします。

○津谷部会長 それでは、社会生活基本調査の審議に戻りたいと思います。

前回の部会では、審査メモに沿って、(1) 調査事項・集計事項の変更と、(2) 調査方法の変更について審議を行いました。

本日の部会は、大きく分けて3部構成で行いたいと思っております。まず、前回の部会において委員の皆様方から再整理を求められた事項について、調査実施者から説明していただき、審議を行いたいと思います。その後、資料2の「審査メモ」の(3) 調査の実施期間の変更など、残りの事項について審議を行いたいと思います。そして、最後に答申の取りまとめの方向性について、御審議をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、本日の配布資料について、事務局から御紹介をお願いいたします。

○本間総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1として総務省統計局からの追加説明資料、資料2と資料3は前回資料と同じものになりますが、それぞれ審査メモと総務省統計局からの回答資料、資料4として答申の素案となっております。

また、参考資料として、前回部会の議事概要となっております。

さらに、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、また11月26日の統計委員会で部会の審議状況を報告した際に委員からあった意見をまとめた要旨1枚紙、また、本日の部会審議の参考にするため、変更申請に添付されている調査票A、これは当初案の調査票ですが、こちらをお配りしてございます。

資料に過不足等ございましたら事務局に申し出てください。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から2点ほど申し上げさせていただきます。

1点目は、審議の進め方についてです。本日の部会で変更計画に関する審議をひととおり終え、答申案のおおよその内容や構成について御了解が得られれば、書面審議も活用して効率的に答申案を取りまとめたいと考えております。このような時期ですので、これを実現させていただければと思っております。

2点目ですが、本日の社会生活基本調査の審議は、前回同様、12時までを予定しております。ただ、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いたします。

それでは、審議に入らせていただきますが、11月26日に開催されました統計委員会において、私から部会の審議状況を報告した際に、統計委員会の委員から複数の御意見をいただきました。本日の審議や答申案の取りまとめの参考にもなると思っておりますので、事務局から御紹介をお願いします。

○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 席上配布資料を御覧ください。

先日開催されました統計委員会におきまして、多くの委員から発言がありましたので、紹介いたします。

初めに、調査項目の設問6「ふだんの健康状態」と設問7「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」の違いについて、設問7は障害者も含めて把握するということを念頭に置かれているが、設問6は障害者を念頭に置かれていないという理解でよいのかといった質問がございました。

また、設問7「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」は、欧州統計局のガイドラインに沿っていると理解しているが、誤解のないよう設問の表現を工夫すべきとの意見があったほか、国際基準で使用されている英語は、日本語に翻訳しづらいところがあるので、「日常生活への支障の程度」を最初に持っていくなど、英語にとらわれ過ぎないように設計する必要があるという御意見がありました。

また、津谷部会長からも、部会では設問6「ふだんの健康状態」については、時系列の継続性という面もあるので変更せず、設問7の表現の見直し等で対応するという事で一致していると紹介がございまして、調査実施者は、欧州統計局ガイドラインの意識と、設問6と設問7との差別化を図っていただき、報告者が迷うことのないようにしてほしいという御意見がありました。

次に、報告者への配慮として、コロナ禍においてコールセンターを用意することは重要であり、無料のフリーダイヤルにすることも含めて検討してほしいという意見がございました。

そのほか、スマートフォンでのオンライン調査は難しいかもしれないが、是非検討してほしいという御意見もありました。

次に、調査事項に新たに追加した設問8「ふだん介護を受けていますか」に関連して、前回調査で把握していた介護支援の利用の状況による生活時間の違いの分かるデータは公表されているのかなど、調査で把握したものは全て集計し公表しているのか御質問がありました。これについて、総務省統計局から、調査で把握したものは全て集計し公表する、データについては確認の上報告したい、という発言がございました。

なお、統計委員会終了後に、総務省統計局から、具体的な公表内容について、回答がありました。

最後に、北村統計委員長から、調査事項の追加については、何を把握するために、この調査事項を追加するのかという基本に立ち返り、必要な回答が漏れないような設計にしてほしいと発言があったほか、調査方法については、オンライン化が時代の潮流であるが、調査の特殊性を踏まえた合理的な対応が必要であり、答申案の作成に当たっても、現実的な取りまとめをお願いしたいとの御意見がありました。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

本日の部会では、これらのコメントを踏まえ、審議・答申案の取りまとめを行ってまいりたいと思います。

では、前回の部会において、委員の皆様方から再整理・報告を求められた事項について審議を行いたいと思います。

また、事務局から設問7「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」の追加のここ

ろで論点を1つ追加したいということですので、再整理事項と合わせて事務局から説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 前回の部会におきまして整理等が求められた事項は、全部で3点ございまして、1つ目は「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」に関する表現ぶりに関するもの、2つ目は「ハローワークを通じた職業訓練など」の削除に関するもの、3つ目は「自家用車の有無」の削除に関するものでございますが、1つ目の「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」に関しまして、事務局から論点を1つ追加させていただきました。

資料1の5ページですけれども、設問6の「ふだんの健康状態」は、年齢に関係なく調査対象者全員に回答を求めている一方、設問7の「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」につきましては、15歳以上に限定して調査をする計画となっております。この対応につきまして、新たに追加する事項について報告者の範囲を年齢により限定する理由を確認したいということで、改めて追加させていただいたところです。

事務局からは以上です。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 内山でございます。1つだけ補足します。

今の事務局からの追加論点ですが、今日、お配りした調査票Aの2ページ目を見ていただければと思います。

2ページの左下の部分、設問6の「ふだんの健康状態」ですが、ここから矢印が出てまして、10歳から14歳の方については設問20まで飛び、15歳以上の方はすぐ右側の設問7に進むということになっています。ですので、今回、設問7を追加するということですが、記載するのは15歳以上の方に限定されるということでございます。設問6の「ふだんの健康状態」は全ての報告者に書いていただく一方、設問7は15歳以上の方に限定しているということですので、この切り分け、役割分担についてお聞かせくださいというのが事務局からの追加の論点ということになります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今御説明いただいた4点に対する回答について、調査実施者から説明をしていただきたいと思います。

まず、「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」に関する2つの事項です。そして2つ目が「ハローワークを通じた職業訓練など」の削除について、そして3つ目が「自家用車の有無」の削除について、この3つについてこれから順番に審議を行っていきたいと思います。

まず、新設項目の「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」について、その再整理と、この項目についての報告者を15歳以上とする理由について、実施者である総務省統計局から説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 説明させていただきます。資料1を御覧いただけますでしょうか。調査実施者追加説明資料でございます。

まず、1ページの御指摘事項①について御説明差し上げます。

こちらは、上の囲みのところの3つのポツにございますとおり、今回、追加を計画している設問7の障害者統計の部分について、表現ぶり等について検討するようというような御指摘をいただいたところをございます。

まず1つ目のポツでございます。「慢性的な病気や健康問題」という表現です。これですと、糖尿病ですとか、腰痛ですとか、そういったものを発想する方が多いと思われるので、いわゆる障害のある方が慢性的な病気がなかった場合、調査として把握できないのではないかというような御指摘をいただいたところをございます。

2つ目のポツですが、通常の活動が一人では行えないという状態が6か月以上継続していない方というのはどういった方なのか、要するに、具体的にどういった者をイメージしているのかということ考えた上で、報告者の正確な回答を誘導できるように工夫していただきたいというようなお話でございました。

3つ目のポツですが、今回追加している設問は、欧州統計局のガイドラインを踏まえておりまして、その中では身体的障害だけでなく、知的障害も含まれているという記載がございます。その点を踏まえて表現ぶりを検討してほしいというような御指摘をいただいたものというふうに認識してございます。

それを踏まえまして、1ページ以降、これから御説明差し上げますが、その前に、資料1に別添1というものがありまして、6ページに別添2がございます。こちらの右側に、設問7「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」という当初案、これが前回の部会の際に諮問案としてお示ししている内容でございますけれども、今回、これを左側のような感じで修正案として提示し、修正することを考えているものでございます。

見ていただくとお分かりかと思いますが、当初案の設問7「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」を、設問7と設問8というふうに分けまして、設問7で「慢性的な病気や長期的な健康問題」、それに回答した方に、設問8「日常生活への支障の程度」を回答していただくというような案にしてございます。

これを念頭に置いた上で、何度も戻ってもらって恐縮ですけれども、改めて資料1に沿って説明させていただきます。1ページでございます。

今回この設問を設けた背景とねらいでございます。若干繰り返しになりますが、いわゆるインクルーシブ雇用議連において、必要な統計データの整備のために、内閣府の調査研究事業を踏まえて、社会生活基本調査が生活時間を調査する調査であるという特性を踏まえて、今回、欧州統計局のガイドラインの設問形式を採用することとしているところをございます。

いただいた御指摘を踏まえて、1ページの下にございます2番のガイドライン上の取扱いのところを御説明させていただきます。このガイドラインの設問では、そこにございますとおり、①、②、③というふうな連続する項目として設問が掲げられているところをございます。

こちらにつきましては、先ほど、修正案と当初案を見ていただきました別添2の次のページに、別添3がございまして、右側の方が我々の修正案でございます。別添1となって

いるものの7ページでございます。

その左側の欧州統計局の設問を見ていただきますと、ちょっと字が細かくて恐縮でございますが、I 27からI 30までございまして、I 27が「ふだんの健康状態」、I 28が「慢性的な病気や長期的な健康問題」、I 29が「日常生活への支障の程度」ということでございます。

ちなみに、I 30は、その支障がある期間を聞いている設問でございます。

また資料1に戻っていただきまして、このような項目が設けられているところでございまして、その際に、1ページの下の方から記載されていますような、調査事項がガイドラインの中にも記載されているところでございます。

1つ目は、この3つの設問につきましては、この順序どおりに質問する必要があるというところでございます。

2ページに移っていただきまして、2つ目は、これらの3つの設問については、先行する調査事項への回答内容によってフィルタリングを行うべきではないというところでございます。

3つ目ですけれども、この設問の前や途中で、他の健康関連の設問を含めない、先ほどの順番どおりというのと近いのですけれども、要するに、この枠組みを崩すべきではないということです。その最後の2つあるポツにつきましては、表現ぶりの話なのですけれども、最初に、健康問題の概念を具体的に示す、あるいは病気ですとか、慢性的な症状の具体例を示すということは避けるべきだということがガイドラインに記載されているところでございます。

最後のポツですけれども、「病気」、「健康問題」、今回我々が用いている文言でございまして、この同義語として、「障害」または「ハンディキャップ」という用語を含めるべきではないというような記載があったところでございます。

また、このガイドラインの中では、日常生活への支障の程度につきましては、その下の表のような形式で把握することになっていまして、先ほどの設問でいいますと、I 29とI 30の回答になりますが、質問1で、まず日常生活への支障の有無を問います。この表でいえば表側の方です。「非常に支障がある」、「ある程度支障がある」、「支障はない」、「欠測」の場合です。

もう1つは、その支障が継続しているかどうかということについて、「6か月以上継続している」、「継続していない」、「欠測」のパターンがあり、それを見ていただきますと、最終的に集計結果として、この調査対象者は日常生活に支障があるかないかというのは、御覧のような感じの表になっています。つまり、左上にありますとおり、「非常に支障がある」かつ「6か月以上継続している」者が、支障があるということございまして、ある程度支障があって、6か月以上継続している場合にも支障があるということになります。「欠測」は不詳になりますけれども、それ以外のところは、支障はないというふうに判断することございまして、先ほどの欧州統計局のガイドラインでいいますと、I 29とI 30の答えによって、いわゆる広い意味での今回の障害者統計の判定がなされるということになります。

3番のところですけれども、当初案の考え方ですが、今回の社会生活基本調査において

新規に設問を追加するという上でも、調査票の設計上の都合等から、ガイドラインの整備を一部変更しまして、「慢性的な健康問題」と「日常生活への支障の程度」の2つの設問を1つの設問にまとめていて、回答内容によって一定のフィルタリングを行うようになっていたところがお分かりいただけるかと思えます。

当初案と修正案の決定的な違いは、別添2の当初案を見ていただきますと、最初に「慢性的な病気や健康問題」が「ある」、「ない」の分岐のところ、「ない」としたときに、その時点で回答終了になっているのがお分かりいただけるかと思えます。他方で、修正案の方では、「ない」と回答した場合、もちろん「ある」と回答した場合もそうですけれども、いずれの場合も設問8の方に移っていただいて、改めて日常生活に支障があるかないかということをお聞きしている、こういうことになります。

言い換えれば、先ほどの資料1の説明をするならば、今回の修正案につきましては、フィルタリングを行わない設計に切り替え、分割するような形にしているところでございます。

資料1の2ページの下の方にある修正案についての御説明ですが、今申し上げたように、分割するような形にしまして、フィルタリングを行うということはせずに、別の設問として、「慢性的な病気や健康問題」の有無に関わらず、「日常生活への支障の程度」を尋ねるというような形にしたいということでございます。

これによりまして、ちょっと長くなりましたが、前回の部会で御指摘をいただいた、あるいは先月末の統計委員会でも御指摘いただいたように、糖尿病ですとか、そういうものだけを連想して障害を本来持っている方が当初案で「ない」の方に落ちて漏れてしまうようなことを避けて、そういった方も含めて全員に改めて設問8で「日常生活への支障の程度」を聞くことによって、御指摘をいただいたような把握漏れが起こるのではないかと御懸念が解消されているのではないかと、もちろんガイドラインにも則しているのではないかと、このことについてでございます。

3ページ目の上の方にある、なお書きの段落のところですが、先ほど今回の背景及びねらいのところでお説明したプレ調査も、いわゆる障害の制度を利用されている、障害のある方についても、相当程度把握できたということが確認されている状況でございます。この修正案にすることによって、統計調査の実効可能性といえますか、そういったところも担保されるのではないかと考えてございます。

3ページ目の下の方です。このように分けることによりまして、各設問の位置付けについて気になる方もいらっしゃるのではないかと、今御説明した見直しによりまして、当初案の設問6と設問7が、今回、修正案として設問6から設問8の3つの設問により構成されるということになります。

このうち設問6の「ふだんの健康状態」につきましては、広範囲の様々な健康状態、先ほどの例でいうと、「in general」というような書き方がなされておりましたが、「ふだんの健康状態」について、調査対象者が御自身の生活時間の配分に影響があるかどうかということをお念頭に概括的に回答していただくというのが設問6の「ふだんの健康状態」でございます。こちらにつきましては、前回の部会において、これまでの統計調査との時

系列を維持するという観点から、特段の修正を加えていないところでございます。

続きまして、4ページ目に移っていただきまして、設問7でございます。修正案の「慢性的な病気や長期的な健康問題」につきましては、報告者において、6か月続いている、あるいは今後も続くと言われる病気や怪我など、このようなものを把握するものでございます。

こちらにつきましては、今お話ししたように、病気や怪我などでございますので、4行目でございますとおり、そこに例示しているような高齢になられた方は、病気でない方でも、一般にそれなりに想定される身体機能の低下があります。しかしながら、そういった方も、病気がない場合にはここには該当しないということになります。あるいは、若干書きにくかったのですけれども、事故により四肢の一部を欠損された方も、最終的に元の怪我が治って痛みが特になく、病院に通っているわけでもないというような方につきましては、ここにも含まれないということになります。

他方で、設問8の「日常生活への支障の程度」は、今度は本当に支障なので、先ほどの例でいいますと、事故による四肢の一部を欠損して、治療して慢性的な病気や長期的な健康問題はないけれども支障があるという方については含まれるということになります。それはもちろん、前回の部会で御指摘いただいたとおりでございます。このようなところを把握するために、今回、設計を変更しているものでございますから、それにつきましては、本当に日常生活に支障がある方、それはいわゆる障害の方も入ります。高齢により本当に支障がある方、他者からの介助を受けなければ生活ができないような方、このような方も含まれるということになります。

それにつきましては、先ほどの欧州統計局ガイドラインのI29とI30、6か月継続要件と一緒にして把握することによって、6か月以上継続していると答えている修正案のところであると、5つ選択肢が並んでいますけれども、左から1番目と3番目のところにマークした方が、この統計調査における広い意味での障害者というふうに把握されるということになります。

念のため申し上げておきますと、この4ページの設問8の段落の4行目でございます。この設問につきましては、要するに、健康上の問題、健康上の理由による日常生活に支障がある方を把握しているということでございます。極端な話、お金がなくて日常生活に支障があるというのも支障と言えども支障ですけれども、そういったものは把握しないということになります。これもガイドラインに完全に則しているというところでございます。

(3)でございます。設問の表現に係る修正でございます。新しい設問7です。少しだけ表現が変わっていることにお気付きかと思えます。当初案ですと、「慢性的な健康問題」というふうになっていたものを、前回の御指摘を踏まえまして、「慢性的な病気や長期的な健康問題」という表現でいかがかというふうに考えてございます。いろいろあるのですけれども、「慢性的な」という言葉との日本語のつながりを考えると、「病気」とする方が落ち着くかと思えます。前回の部会で御説明したように、英語の原文ですと、「long-standing」と「chronic」が併記されているということがございます。「chronic」は「慢性的な」で落ち着く感じがしますが、それでも、「long-standing」というのを入れるとなると、後ろの方に

「長期的な健康問題」にかけるのが日本語として自然な感じになるのではないかということでございます。

他方で、先ほどガイドラインのところで御説明したとおり、「障害、ハンディキャップあるいは知的障害が含まれる」といった表現につきましては、ガイドラインに則しているということもございますし、報告者の方の忌避感、その他を考えると追加するのは難しいのではないかという、いろいろな今御説明したような事情を総合的に勘案して、一番当てはまりがいいのは、この表現ではないかなということでございます。

(4)のその他につきましては御覧のとおりでございます。調査事項を分割していますので、それに伴いまして集計事項についても修正させていただいているということでございます。

次の5ページ目でございます。今回、分割したことに伴いまして、新しい設問7と設問8ですが、なぜ15歳以上に回答を求めているのかということでございます。こちらについては、元をたどれば、インクルーシブ雇用議連から、いわゆる障害のある方の就業状態についてデータを把握するというようなところが求められていたということでございますので、就業に関する設問と併せまして、対象を15歳以上とすることが適当であると判断しているところでございます。

欧州統計局のガイドラインにおいても、この設問の対象年齢については15歳以上とされているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 健康問題と日常生活の支障のところを分割してフィルタリングをなくしたというのは大変結構だと思います。それから、表現についてもいろいろ工夫をしてくださったこともよく分かりました。

私もプレ調査の報告書を拝見しましたが、その中にプレ調査は3種類の設問でやって、どれが答えやすかったかとかというところを自由回答で聞いています。この中で、パターンB、このE U型の設問について、例えば日常生活への支障は、補助器具や支援者がいる場合は、ありなのか、なしなのか迷ったとか、非常に参考になることが出ていますので、その自由回答で報告者が困ったと言っているものに対して、フォローするような「調査票の記入のしかた」等の作成をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

プレ調査などで、回答の際に迷ったことは「調査票の記入のしかた」等に書いていただき、調査員の方にもそれを使っただけにする、そして報告者もそれを参考にできるように工夫することができるのではないか。そして、この設問自体はこれでよいのではないかという御意見かと思えます。

その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 本当に丁寧な説明をありがとうございました。よく分かりました。

この別添3のところですが、7ページ目ですけれども、設問7のところを拝見しております。これ、「慢性的な病気や長期的な健康問題」というふうに書いてあって、すごく細かいのですけれども、「慢性的・長期的とは6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます」と書いてあって、左側の原文を見ると、こちらは長期的とは6か月以上続いているというような形になっています。I 28の2個目の文章が「Long-standing means」と書いてありますが、この慢性的と長期的というのは同じものと考えてよいのでしょうか。左側のものを直接訳すと、長期的となるのではないかと思いますけれども、これはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 おっしゃるとおりでございます。この中では「chronic」という単語が出てきていないのですけれども、ガイドラインの方だと、設問ではなくて本文のところにそのような表現があるということでございます。

席上配布資料の仮訳の1ページを御覧ください。英語の原文があると思いますけれども、第2段落のところを御覧いただくと、3行目の最後のところに、「long-standing/chronic」と書いてあるのがお分かりいただけるかと思います。このとおり、なぜ御参照いただいた設問のところにはないのかということですが、この原文のところを見ていただきますと、必ずしも全部共通して「long-standing/chronic」の形で書かれているわけではありません。我が国の法令の用語のように、きっちり統一するような文化がないということなのだろうと理解しているのですけれども、「long-standing」というような記載がこの後にも続いているということでございます。

また、この「long-standing」あるいは「chronic」という単語につきましては、今の仮訳の2ページの一番下に英語の原文のところがあるかと思います。最初の箇条書きを見ていただきたいのですけれども、「chronic」だとか「long-standing」だとかという単語については、その国や言語によって一番分かりやすい単語に合わせてよいとあるので、先ほどの「障害」、「ハンディキャップ」は駄目だと書いてあるのですけれども、ここの部分については、日本語のとおりによさというものを考えたということでございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ここで、慢性的な病気という表現を削除してしまいますと、日本語として一般的になりすぎ、意味がぼけてしまうように思います。また、設問を直訳するのではなく意識をするということで、このガイドラインは詳細なものですけれども、それを調査実施者の方できちんと読み込んで、このような変更を提案されているということかと思えます。

よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい、大丈夫です。

○津谷部会長 どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 この欧州統計局の4問の質問について、変更案では形式的に3問に置き替えて、実は設問8は2つに分かれているので、実質ほぼ1対1に対応は付くようになったという点では分かりやすくはなったと思います。ただ、当初案との違いで設問7と設問8がフィルタリングになっていないというところで、結果的に集計するとき、どういう集計を考えているのでしょうか。前回だったら、「ない」と答えている人は、もう多分「ない」にして、「ある」の側で場合分けをしていると、この欧州統計局のガイドラインの対応表でいくと、継続していなければ「支障がない」になるので、これに沿って本調査結果でも分類するという話ですが、慢性的な病気や長期的な健康問題がないと答えて、設問8についていろいろ答えた人は、クロス集計をしていくことを想定しているのか、それとももう完全に別の質問として場合分けをしていくのか。想定される集計表が当初案と大分違うものになり、慢性的な病気や長期的な健康問題がない人の扱いが変わるような気がしているのですが、そこをどういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

もう1つ確認したいのですが、障害というか、四肢の欠損であるとか、知的障害がある人は、ふだんの健康状態には含まれるのか、含まれないのか、設問7だと含まれるのか、含まれないのか、設問8だと含まれるのか、含まれないのかを、もう一度教えていただくと幸いです。

質問の趣旨は、設問7に「障害」とかという言葉を入れるなという趣旨が、設問7の質問の意図が、supervisionとかobservationとかcareが必要な状態があるかどうかを聞くのが趣旨だと言っているのですが、ここに「障害」を入れるなという意味が、障害があってもobservationとかsupervisionとかcareが必要ない場合は入れたくないからという意味なのか、それとも用語を忌避している、または意味を過度に狭くしてしまうからという意味なのか、最終的にcareとかsupervisionとかobservationが必要ないような障害を持っている人が、設問6から設問8でどういうふうに含まれるのか教えていただきたいと思えます。

○津谷部会長 調査実施者、いかがでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 漏れがあったら改めて御指摘いただきたいのですが、まず、設問7と設問8の分割に伴う集計の変更でございます。

まず、設問8について言うならば、先ほど、当初、設問7で考えていた支障の有無を修正案の設問8のところで支障の有無を把握すると御説明いたしましたが、左側から1番目と3番目のところが、それぞれ「非常に支障がある」、「ある程度支障がある」、それ以外の方は「支障はない」ということですね。それに応じて生活時間の差だとかというのはもちろん集計するというところでございます。

続きまして、修正案の設問7につきましては、当初案の設問7から独立した形になりますので、これにつきましては、「ある」、「ない」に伴って生活時間がどれだけ変わってくるかというクロス集計ももちろんするというところでございます。

設問7と設問8番のクロス集計については、現時点ではそこを想定しているわけではなくて、ただ、設問7と設問8については、調査したけれども使わないということはもちろんないということでございます。

○宇南山臨時委員 その意味ではインクルーシブ議連とかの要請には設問8だけで応えられるということですね。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 おっしゃるとおりです。その次の御質問と関連してくると思うのですが、インクルーシブ雇用議連との関連で申し上げますと、設問8で支障の有無が分かって、別の設問で就業状態を聞きますので、それとのクロスした結果が欧州統計局ガイドラインに則した、その広い意味での障害者、日常生活に支障がある方の就業状態という意味で、御要請にお応えできるということになろうかと思えます。

○宇南山臨時委員 そうすると、インクルーシブ雇用議連に応えるのが設問8で、欧州との比較可能性は設問6から設問8で担保するということですか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 設問6から設問8に答えることによって、欧州統計局に沿って、それによって設問8でインクルーシブ雇用議連に応えられる、ということになります。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 後半の方ですけれども、どういった方が該当するのかということで、設問7のところですが、こちらは、例えば、高尿酸血症で尿酸値が高くて病院にずっと通っている方の場合、慢性的な病気に該当します。長期的に続いている、あと今後も続くと考えられる病気でございますので。それで支障があるかという、他者からの支援とかを受けるわけではない方もおり、この場合、設問8番については一番右の「日常生活に支障はない」に付ける、こういうことになります。

また、例えば、四肢の欠損で、事故に遭って、その傷がなかなか塞がらずに通院が長く続いている状態につきましては、設問7では「ある」に該当します。その方は、それだけ大きな怪我になると最終的には日常生活に支障が出ると考えられますので、設問8についても支障があるに該当すると考えてございます。

○宇南山臨時委員 設問6番はどうですか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 設問6につきましては、ふだんの病気という意味で言ったときに、設問6は、先ほど申し上げたように、御自身の生活に対して影響があるかどうかということを調べているわけですので、先ほどの例で言うならば、ふだんの健康状態としては別に日常の生活に影響が出ているわけではないので、「良い」か「普通」かになり、それをもってして良くないとはしないということになります。

ですので、設問6では、その方の生活に支障があるかどうか、影響があるかどうか。設問8では、一般的な日常の生活に支障があるかどうか、他者からの援助を受けているかどうかということになります。設問7については、病気、怪我といったところです。

○宇南山臨時委員 それは「調査票の記入のしかた」等での例示によって指導することは可能でしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今申し上げたような概括

的な話については記載することになるかというふうに考えてございます。繰り返しになって恐縮ですが、特に設問6につきましては、前回調査も含めた時系列を維持するというのがこの部会でいただいた御意見だと理解してございますので、そこは過度に変えないような形になるのではないかなと考えてございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

北村統計委員長からも御指摘がありましたが、漏れがないように注意するということと、欧州統計局のガイドラインにもフィルタリングはしないようにとの指示があること、そして「障害」や「ハンディキャップ」という用語を用いることも避けるようにといった様々な要件がある中でのこの修正案かと思えます。

はい、どうぞ、藤原専門委員。

○藤原専門委員 藤原です。欧州統計局のガイドラインに従って適切に修正が加えられたと考えております。質問は、設問8の見出しについて御検討いただいてもいいのかなというふうに思いました。報告者はいろいろ忙しくて、見出しのみを見て答えるかと思えますけれども、日常生活への支障の程度というふうに聞かれても、少しよく分からないので、欧州統計局のものと同様に、例えば「健康問題による」とか、「健康上の理由による」などというのを、付け加えた方が、対応もより明確になりますし、報告者にとってもより答えやすいのではないかなというふうに思いました。もちろんその後の中ポツを見れば分かるのですが、この点、この「健康問題による」というのを除いた理由とかがもし何かありましたら、教えていただけないでしょうか。

以上です。

○津谷部会長 統計局、お願いします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 除いた理由につきましては、分量といいますか、長さの話もありますし、当初案では、日常生活への支障の程度であったということもあって、それを踏襲しているというような理由でございまして。それで下の方にポツとして、健康上の理由による支障に限定して記入してくださいというふうに記載したのは、先ほど、ガイドラインでお話しした経済的な問題とかではないということ、どのように表現するかということで、このようにしているという理由でございまして。

○津谷部会長 これらの設問の順序は絶対に変えないようにということですので、私見ですけれども、この順序で設問を読めば、流れとしては自然であろうと思えます。いかがでしょうか。

○藤原専門委員 そういった理由があるのであれば問題ございません。ありがとうございます。

○津谷部会長 そのほか御意見、御質問はございますか。

○川口臨時委員 宇南山臨時委員とのやり取りでもよく分かったのですが、設問8のところいわゆる障害の方が入るところが大切なので、必ずしもそこが排除されていないということが、今の流れではちょっと分かりにくいとは思いますが、これはあくまでも欧州統計局のガイドラインに対応してこういう形でやられているということで理解いたしました。どうもありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、一応御意見が出揃ったようですので、本件について、この新しい修正案の方向で修正をしていただくということ、「調査票の記入のしかた」やその他に工夫をしていただきたいということ、そして、欧州統計局のガイドラインにもありますように、いろいろな病名を例示することはしないということによろしいでしょうか。もし具体的な病名を出すと、この調査は健康調査ではありませんので、きりがなくなってしまうのではないかと思います。取りまとめとしては、修正案に更なる修正が必要といった御意見はなかったと理解しております。設問6、7、8について、この修正案を御了解いただけますでしょうか。

○宇南山臨時委員 1点だけ、よろしいですか。

○津谷部会長 はい、どうぞ。

○宇南山臨時委員 すみません。「障害」という言葉を使うなというものをよく読むと、I 29についてはそう書いてあるのですが、I 30について書いてあるわけではないので、修正案はもう結構だと思いますけれども、「調査票の記入のしかた」等には何か障害が含まれるということを書いてもいいのではないかなと私は思いましたので、意見だけ述べさせていただきます。

○津谷部会長 この新しい設問8について、設問自体を変えるのではなく、「調査票の記入のしかた」等に「障害」も含まれるということを一言書いてはどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査員が使用する「調査の手引」等でしたら、特に調査実施者にしっかりと周知しないと難しい調査だと思っていますので、そこはそのような方向で考えておきたいと思います。

○津谷部会長 それでは、繰り返しになりますけれども、「調査票の記入のしかた」等に工夫をしていただき、設問8には障害も含まれるという説明を一言入れていただくということで、設問6、7、8については、この新しい修正案で了解すると整理させていただいてよろしいでしょうか。

いろいろと有用な御意見をいただき、ありがとうございました。健康は複雑な概念で、健康を生活時間調査で適切に測定することは大変困難だと思います。この調査は健康調査や障害者調査ではありませんが、せっかくの機会ですので、これをできる限り有効に使って、国際比較の可能性を向上させ、この調査の情報の有用性をさらに高めていくために、皆様方から貴重な御意見をいただけたことを大変ありがたく思っております。ありがとうございました。

それでは、次に、「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除するということにつきまして、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料1の6ページの御指摘事項②を御覧ください。

御指摘いただいた内容は、「学習・自己啓発・訓練について」のところで、選択肢のうち「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除するという案につきまして、当方の手続が

行き届いていなかったもので、改めて御指摘を踏まえまして、厚生労働省の方に確認させていただきました。第2段落の2行目辺りのところに書いてございますとおり、厚生労働省の職業安定局、あと人材開発統括官に対して改めて確認してみたのですが、やはり削除についての特段の意見はないとの回答をいただいたというところでございます。

おそらくですけれども、職業訓練の状況は、厚生労働省側でもっと十分に把握しておられるということなのではないかというふうに理解してございます。また、そのほか、第3段落のところで書いてございますとおり、能力開発基本調査ですとか、就業構造基本調査において既に調査していますので、今回は削除するという案でいかがかなということでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

この御質問は、たしか川口臨時委員からいただいたものと思いますが、いかがでございますか。

○川口臨時委員 丁寧な御対応をいただきありがとうございます。異論はありません。

それで、理屈のところ、まずEBPMみたいな話は、私がこれを申し上げたことで、厚生労働省の担当部局の方に問い合わせたと思いますが、本当に関係者が多いので、どこかに聞いて大丈夫だったからというのは、あまり強い理由ではないと思います。今回提示していただいた理由の中で強いと思うのは、ハローワークを通じた職業訓練を受けて、その結果変数が何なのかということ、その後の就業につながっているかどうかだと思います。その点において、就業構造基本調査に調査事項があるということで納得いたしました。

それで、ちなみになんですけれども、能力開発基本調査は、事業所を対象としている調査で、よく厚生労働省の調査であるのですが、既に雇われている人の状況しか聞いていません。やっぱりハローワークを通じた職業訓練は失業者に対して行うものなので、それが就業につながっているかどうかを把握するところが大切ですので、必ずしもここも、あまり理由にはなっていないかなと思います。その意味でいうと、この就業構造基本調査のところで把握していて、それで政策効果も見られるので、十分に担保されているというような部分です。もう既に含まれているので、何か修正を求めるものではありませんが、コメントとしてそう思いました。ありがとうございました。

○津谷部会長 これを削除する理由をもう少し考えて、担当部局がよいと言っているからよいということではなく、むしろこのデータの有用性と代替性という観点から削除する理由をきちんと説明するべきという御指摘かと思います。御存じのとおり、就業構造基本調査は大変重要な基幹統計調査であり、就業構造に関する最も重要な調査です。就業構造基本調査は5年に一度、時系列で実施されておりますので、就業構造基本調査で今回削除が提案されている事項はきちんと担保されているので、ここでは落とすということを前面に出した方がよいというアドバイスかと思います。

これを削除することについては、御了承いただけたと整理してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、「自家用車の有無」の削除について、総務省統計局から説明をお願いし

ます。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料1の8ページの御指摘事項③を御覧ください。

自家用車の有無についても、同じく削除するというような案を提示させていただきまして、その内容につきましては、前回の部会で基本的に御了解をいただけたものと思っております。その中で一応データを見てみたいというような御指摘をいただいたと承知してございます。

表1を御覧ください。前回の平成28年調査の結果でございます。

自家用車の有無で生活時間の配分、総平均時間を見てございまして、一番右の列に「あり」から「なし」を引いた差を記載してございます。すると、それほど大きな差も出ていない中で、1点、上から4つ目のところですが、「仕事」のところについて61分の差が出ているところでございます。これにつきましては、ちょっと差が見られたかなと思いましたが、めくっていただきまして、9ページを御覧いただきたいのですけれども、表3と表4でございます。標題を見ていただきたいのですけれども、表3が有業で、表4が無業です。このように分けて見ていただくと、仕事の時間の差がほとんどなくなっているのがお分かりいただけるかと思っております。これはいわゆるシンプソンのパラドックスと呼ばれるものに該当するのではないかと思っておりますが、要するに、自家用車の有無が仕事の時間に影響しているというよりは、その裏にある変数として、仕事をしているかどうかという変数が自動車にも利いて仕事時間にも利いているということではないかと考えているところでございます。

そういった内容に加えまして、9ページ目の最後の段落、先ほどの繰り返しになってしまえますけれども、前回の部会で御説明させていただいたとおり、自動車の利用方法が様々になりまして、カーシェアリングのサービスなどもございまして、平成28年の状態からさらに把握が難しくなっているのではないかと、これをまた総合的に考えると、やはり削除するという案でいかがかと考えております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御意見などございましたら、お願いいたします。

川口臨時委員、どうぞ。

○川口臨時委員 本当に仕事を増やしてすみませんでした。ありがとうございます。よく分かりました。表3と4で有業者か無業者かというところが、真の変数ではないかという御指摘で、そうかなと思います。

また、大学のセミナーではないですけれども、年齢とかそういうものがあるのかなとも思いましたが、よく分かりました。

それで、全然異論はないですが、9ページの最後の段落のところをあまり言ってしまうと、では、自動車を利用しているかどうかということを知ったらどうかという話になるのかなとも思いますが、将来的にはそういうことを考えてもいいのかなとも思いました。これはコメントです。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。車を所有しているかどうかというオーナーシップについてだけではなく、トランスポーテーションの手段として車を使うかどうかについて尋ねることも今後考えてみてはどうかという御意見かと思えます。社会は変化しており、自動車の利用の仕方も変わってきております。ここでは、この自家用車の有無を削除することを御了解いただいたと理解してよろしいでしょうか。そのように整理させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次に前回の宿題であった3つの項目、(3)の調査の実施期間の延長につきまして、審議メモに沿って、残された論点に関する審議を進めていきたいと思えます。

審査メモの6ページと7ページの(3)でございます。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 資料2の審査メモの6ページと7ページになります。

それでは、(3)の調査の実施期間の延長について説明いたします。

今回の変更におきましては、本調査全体の実施期間につきまして、これまでの25日から27日に2日間延長する計画です。

具体的には、真ん中の図のとおり、本調査は黄色の部分になりますけれども、10月20日を中心とする前後9日間のうち連続する2日間を調査日といたしまして、全部で8つのグループに分けて調査を実施しますが、調査票の回収スケジュールを前半と後半の2つに分けておりまして、個々のグループにおける青い部分になりますが、オンライン回答を確認するまでの回答期間に差異が生じておりました。そこで、下の図となりますが、8つのグループごとに一律2日間の回答期間を確保することとし、その結果として、前回調査時の25日から27日と2日間長くする計画です。

これにつきまして、いずれのグループにつきましても、均一の調査期間を確保するものであるとともに、調査の実施機関の延長が短期間で公開スケジュールに与える影響が小さいと考えられることから、おおむね適当としておりますが、検討状況や経緯はどのようになっているかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点に対する回答につきまして、調査実施者である統計局から説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 御説明いたします。先ほどの資料とは別に、資料3というものがございます。前回の部会でも御説明している資料でございます。そちらの16ページです。

(3)として、今、御説明のあった調査の実施期間の延長のことについて、aとbという形で回答させていただいているところでございます。

まず、aの検討状況や経緯についてですが、背景につきましては、先ほどの審査メモの御説明にあったとおりでございます。審査メモのaでいいますと、緑色の丸の部分と青の部分との差、これが一律でないということなので、今回、一律にするということござ

います。こちらにつきましては、端的に申し上げれば、緑と青の期間が狭過ぎるところ、グループ⑦、⑧のようなところにつきましては、都道府県の方から前回調査において回答までの期間が短過ぎるという御意見が寄せられたというところでございます。これを踏まえまして、今回、一律の対応とすることによって、きめ細かく対応させていただくというのがaのところでございます。

bのところでございます。これに伴うスケジュールへの影響についてです。全体の調査実施期間が後ろに2日間倒れますので、当然のことながら、回収期間は、総務省統計局で全体を集めるまでの期間は、もちろん2日間後ろにずれます。ただ、全体のスケジュールの中で考えれば、それについては吸収できますし、何よりオンラインの回答期間を十分に確保して、きっちり回答していただくということで、スケジュールも問題ございませんし、結果精度の確保という意味でも意義があるのではないかと考えてございます。ですので、公表までのスケジュールについては、これまでどおりということでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査実施期間は2日間延びるけれども、調査実務上の影響はほとんどないということですが、実査を担当されます東京都及び神奈川県の方々、いかがでございましょうか。御意見、コメントございましたら、お願いいたします。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。今回、調査期間を延長していただいてありがとうございます。回答期間が確保されることで、世帯にとってはいいのかなというふうに思っております。

ただ、実際に回収する調査員の方では、それぞれ回収期間が異なるということになりますので、きめ細かな説明が必要になるかと思っておりますので、事務打合せ会や調査員の説明会等で詳しく説明したいと思っておりますので、事務打合せ会等の説明をよろしく願いできればと思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

神奈川県、いかがでございましょうか。

○関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県でございますけれども、今、東京都さんがおっしゃっていただいたとおり、スケジュール的にはオンラインの回答の確認をしっかりとできるということで、ありがたい内容だと思っております。

一方で、期間が長くなりますので、またこのように調査書類の配布期間が8グループで分かれているというのは、この調査特有のもので、その辺りは説明会等でしっかり説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○津谷部会長 総務省統計局、いかがでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 このような統計調査につきましては、社会生活基本調査に限らず、都道府県の皆様の御協力があるものだとして理解してございます。こういう情勢であるので形式は相談させていただきますが、これまで同様、説明につきましてはしっかり行って、しっかり都道府県の皆様と連携して実施して

いきたいと考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

公平性という観点からも、きっちりと回答をしていただく時間を十分に取るという観点からも、よろしいのではないかという御意見だと思います。ただ、回収については、きめ細かな対応が必要となりますので、当局からきちんと説明をしていただいて、間違いや誤解のないように、スムーズに調査が実施されるように御配慮いただくようお願いしたいと思います。

もし他に御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、実査を担当される都道府県の方々からも、これでよいという御意見をいただきましたので、調査員の方々への説明をする際のきめ細かな配慮をお願いして、この変更は御了解いただいたという整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、審査メモの8ページと9ページの(4)報告者数の変更についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、(4)の報告者数の変更について、説明いたします。

今回の変更により、調査票Aにつきまして、報告者数を約8万3,000世帯、これは10歳以上の世帯員数は18万6,000人おりますけれども、これから報告者数を約8万6,000世帯で10歳以上の世帯員数としては約18万3,000人に変更する計画です。

これについて、世帯数は約3,000世帯増加である一方、10歳以上の世帯員数は約3,000人減少となっておりますが、具体的にどのように算定されているのか、また、選定の考え方について、前回調査から変更している点はないかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 それでは、この論点に対する回答につきまして、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 引き続きまして、資料3の17ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、報告者数の話でございます。具体的にどこを変更しているのかということですが、一言で申し上げれば、必要な世帯数の計算の考え方は何ら変更がないということをお伝えしたいということでございます。

具体的に御説明すると、回答欄のところで、2つポツを掲げてございます。ここに書いてあるような内容について、今回、改善を加えました。世帯人員数を計算するに当たりまして、まず「総世帯」で計算していたものを「一般世帯」に変更してございます。国勢調査の世帯区分のうち、「施設等の世帯」に区分されるものの約95%はこの社会生活基本調査の対象外ですので、「総世帯」の区分から「施設等の世帯」を除き、「一般世帯」のみによって算出をしようということでございます。

2つ目のポツが、年齢不詳の世帯人員が増加しているという状況を踏まえまして、年齢の構成に応じて按分をして、年齢不詳の世帯人員を含めることによって算出しようという

こととございます。そのことを基に、前回調査と同程度の結果精度を維持できるような調査対象調査区数を算出しているということとございます。

具体的に申し上げますと、参考のところに算出方法の表を記載してございます。左側の上下に今回の令和3年と前回の平成28年の調査区数、調査世帯数、それから調査対象者数が記載されているかと思えます。今回、新たに調査する調査区の数、つまり、①のところとです。こちらにつきましては、前回の平成28年調査の調査区数、②を基にしまして、先ほどお話ししましたように、総世帯ではなく一般世帯の10歳以上の人口の総数と一般世帯の総数を用いまして、具体的に言いますと、右側の表にあります③、④、⑤、⑥とです、これを基にすれば、1世帯当たりの世帯人員数が出せるわけですがけれども、これを基にして前回調査の6,912の調査区数を7,152の調査区数に増やしているということとございます。

つまり、人口が減少していることや世帯数が増加していることを踏まえまして、調査区数をそれに合わせて6,912から7,152に増やしているということとございます。1調査区当たり12の調査世帯数がありますので、調査区数の12倍されたものが調査世帯数のところに記載されているということになります。その調査世帯数にどの程度世帯人員がいると見込まれるかというのは、先ほどお話しした1世帯当たりの世帯人員数を乗じれば、その右にある調査対象者数という数字になるということとございます。

こうやって見ていただきますと、令和3年と平成28年は、端数の違いはあるにせよ、ほぼ変わっていないということになります。では、なぜ先ほど調査対象者数が減っているように見えたかといいますと、我々は調査区数やその調査対象世帯数がどれくらいなのかということを見込んで、その世帯にアプローチしていったら、その世帯に何人いたというので、最終的な調査対象者数が決まるのですけれども、それはつまり、調査世帯数に何人の人口を乗じるかということと同じです。前回調査時には、先ほどお話しした総世帯を用いていたので、平成28年の一番右にございます「参考」にありますように、当時、調査世帯数に総世帯の1世帯当たり平均人員を乗じることで調査対象者数を算出していました。冒頭御説明したとおり、改善は行いましたけれども、調査対象者数を減らしているとか、そういうことではないということをお理解いただければと思います。

続きまして、18ページのところでございます。論点bでございまして、前回は直近の国勢調査の調査区の情報を使用していたということとございます。これについてどんな効果があって、今回利用しないことによる結果の推定への影響についてお答え申し上げます。

これはどういうことかといいますと、社会生活基本調査は5年に1回実施しております、必ず国勢調査の翌年に行うという周期でございまして、このため、前回平成28年の調査のときには、平成27年の調査区の情報をすぐに使える状況にはなかったということがございます。このため平成22年の情報を使って、その後平成27年の国勢調査の調査区の情報を別途都道府県に提供させていただいて、新しい情報をお渡しすることによって、それを補正する形で平成28年の、つまり最新の調査時点の情報に切り替えていただくという作業を行っていたところでございます。

これに伴いまして、平成22年の情報を使うよりも平成27年の情報を使う方が、より現状に近いだろうという意味で、都道府県の事務を軽減できたという効果があるというふうに

理解しています。他方で、19ページの上から2行目でございますが、平成27年から28年までの間に、状況がいろいろ変更している部分もございますので、その分割・合併処理といったところで、都道府県に別途相当量の事務負担が生じたというような課題があったというところでございます。

さらに今回は新型コロナウイルス感染症により国勢調査の実施スケジュールにも影響が出たということもございますので、今回は今お話ししたような対応付けというのは行わないというようなことでございます。

問題としましては、結果・精度への影響ですけれども、最終的には、直近のものでも6年前のものでも、国勢調査の情報がどちらであったとしても、最終的には、最新の状態である調査区の情報を作成した上で統計調査を実施するというところには変わりはないので、結果への影響はないということでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

これについて、御意見やコメントはございますか。調査の実査を担う東京都、そして神奈川県、何かコメント、付け加えることはございますか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。今の御説明ですと、直近の国勢調査との対応付けを行わないということですが、実際にやっぱり現状に合わせて調査区の分割・合併の処理はしなければいけないということでございますので、その部分の負担はあるのかなと思っております。そういった作業はいずれにしろやらなければいけないと思っておりますが、事務の効率化を考えるとなるべく早めにそういった手続の情報等をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○津谷部会長 どうぞ、総務省統計局。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 御指摘のとおりでございます。先ほど、結果精度に影響はないというふうに申し上げましたけれども、事務負担には影響があるのかというようなお話にはなってしまうので、調査区要図のプレプリントについては、現在、事務負担軽減のために進めてございまして、来年の4月ぐらいか、少し時期はずれるかもしれないですが、共有できればなというふうに考えているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

神奈川県、いかがでございますか。

○関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長 事務負担に配慮していただきまして、ありがとうございます。実際に今、都道府県は国勢調査の審査等で非常に負担といますか、煩雑でございます。ここでもお話がありましたけれども、コロナの関係でスケジュールが後ろにずれていますので、このように配慮していただきありがとうございます。

一方で、今、東京都がおっしゃられたように、こちらの情報につきましては、早め早めにいただければと思います。

以上です。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 先ほどの繰り返しになっ

てしまいますけれども、皆様と密に連携して、情報共有も密にできればと考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

地方公共団体と緊密に効率のよいコミュニケーションを取っていただいて、この調査ができる限り迅速かつ円滑に行われるように御配慮をお願いしたいと思います。国勢調査の期間がコロナ感染症拡大の影響で延びております。国勢調査は集計結果が出るまでに時間がかかりますので、いろいろな御対応をお願いしていますが、今回の調査は平成27年国勢調査の調査区情報を使って行うということで、先ほどの御説明にあったような対応が必要となると思いますけれども、技術的な進歩は急速ですので、このような方向で進めたいということでございます。委員の皆様から御意見、御質問はありますでしょうか。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 世帯人員が減ってしまって、おそらく一番大変なところが世帯の抽出の部分だと思いますので、そこで世帯数が増えるというのは事務的には大変になったと思いますけれども、是非とも実査をよろしくお願いしたいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。人口は減少し、世帯数は増え、平均世帯規模が小さくなってきているということで、より手間がかかってくるわけですが、これは今までと同じデータ量を確保するための変更であり、適切な変更であると思います。そして、総世帯の区分から施設等の世帯を除き、一般世帯のみによって世帯員数を算出する方法に変えるということですが、施設等の世帯の多くはおそらくこの調査にはなじまないと思われるので、この変更は理にかなったことと理解しております。

そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この報告者数の変更につきまして、御提案のとおり変更を了解したいと思います。この整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進めさせていただきたいと思います。

前回答申の「今後の課題」への対応状況についてです。審査メモの10ページでございます。これにつきましては、前回の部会において、調査方法の変更に関する部分で一括して審議をいたしましたので、そちらで既に審議を終えたとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で、今回の変更案について、ひととおりの審議を終えたわけですが、全体を通じて何か御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 どこで言えばよいのか分からないので、今申し上げますが、調査票全体を拝見していて、時間利用のところはすごく大切だと思いますし、2ページと3ページで聞いているベース項目みたいなものもすごく大切だと思います。今回は、自家用車の有無とか、ハローワークを通じた職業訓練とか、細かいところで削る部分があり、ぎりぎりの

ところで削っていると思います。そういう状況を考えると、4ページと5ページの趣味などの欄が2ページにわたってしまっているの、バランスとしてこの部分をもう少し整理して、ほかの部分で、新たな問題が生じ、対応しなければいけないところにもう少しスペースを割くなど、調査票全体の見直しみたいなものも少し考えられた方がいいのではないかなという印象を持ちました。

○津谷部会長 ありがとうございます。これは非常に大きな変更であり、自己啓発とか、ボランティア、そしてスポーツや趣味・娯楽といった項目の分量が全体として多過ぎるのではないかという御意見かと思えます。ただ、これは諮問審議の内容とは違う事柄ですので、統計局、もし何かお考えがありましたら、お願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 にわかにお話ししにくいところではありますが、御意見として承りたいと思えます。ありがとうございました。

○津谷部会長 どうぞ、内山統計審査官からも一言お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 審査部門から申し上げるのではないかもしれませんが、基本的には2ページ見開きで完結しているというのがこの調査票の構成になっておりまして、まず初めの2ページと3ページで属性事項、4ページと5ページで細かな活動、その後は1日目、2日目の生活時間ということなので、属性事項に関しては、この2ページの中でどうやってやりくりをするかということかと思えます。それから、この調査の基本的な考え方として、私が言うような話ではないですが、2日間の行動をなるべく細かく取ろうということがあって、皆さんの行動形態あるいは趣味・趣向というのも非常に多様化しているの、それをどこまで細かく取るかというせめぎ合いの中で調査実施者はこれまで苦勞されていると思えます。川口臨時委員がおっしゃっているとおり、属性事項を組み合わせることによって、もっと高度な分析ができるのではないかとこのところは課題としては、ずっと残ると思えますが、総務省統計局も、にわかには具体的なイメージというのはないかと思えますので、今回やってみて、5年後、あるいはその先というような形の課題かと考えております。特に間違っていないでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 大丈夫です。

○津谷部会長 御意見として、総務省統計局にも留意していただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい、結構です。

○津谷部会長 これについては、議事録にも残ると思えます。ありがとうございます。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 すみません。オンライン調査のところで、家計調査の謝礼の問題があるのと同じで、調査に回答するときにスマートフォンやパソコンを使ってしまうという問題が生じるかなと思っていて、例えば答えるのに30分間スマートフォンを使ったために、調査結果としてスマートフォンとかパソコンの使用時間が長くなってしまいうということが起こってしまうと、何を調査しているのか分からなくなってしまうので、どういう処置があり得るのかは分かりませんが、少し対応を考えていただけたらと思えます。

○津谷部会長 すみません。御質問というか、コメントの趣旨は、どのようなことでしょ

うか。

○宇南山臨時委員 調査日に、スマートフォンなどでリアルタイムに本調査に回答する人がいると、調査票の生活時間を回答する部分では「調査に回答していた」という回答になると思うのですが、それは、どのような扱いになるのか。おそらくボランティアか、その他になると思うのですが、調査結果としてボランティア活動で30分スマートフォンを使用しましたというのが出てきてしまうわけです。それが更に長時間になれば、本来、行われるはずだった生活活動が表れなくなる。家計調査でも同じで、かつて調査期間中に謝礼を受け取ると家計調査の謝礼がその他の収入に計上されてしまうという問題があって、終わった後に渡すとかという対応をしていたようですが、それと同じような問題が、特に本調査は2日しかなく、リアルタイムで回答する人の対応は必要かなと思います。

○津谷部会長 いかがでございますか、総務省統計局。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 おっしゃるとおりで、リアルタイムで書かれるような方もいらっしゃると思うので、その場合、「その他」という分類事項に該当するというところで進めているのですが、ある程度該当するのはやむなしとしても、根本的な問題は、これまでのスマートフォンの電子調査票を記入しやすくするという御指摘と同一だと考えています。回答に多少時間がかかるのはやむなしですけども、利便性が低かったらいつまでたっても回答が終わらないといったことにならないような電子調査票の設計に努めてまいりたいと考えてございます。

○宇南山臨時委員 よろしくをお願いします。

○津谷部会長 私からも、よろしくお願ひいたします。この調査はオンライン調査、特にスマートフォンで回答することになじむかどうかという問題もあり、宇南山臨時委員からの御指摘にもありましたように、回答に多大な時間がかかってしまい、その結果、この生活時間調査のデータの質にも影響してしまうということになると、何のために調査を実施するか分からなくなってしまいますので、そういうことも考えながら技術開発をお願いしたいということでございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 今の件ですけれども、本当は回答すべき2日間と回答する日が違った方が望ましいというのも、「調査票の記入のしかた」とか、調査のお願いに書いていただくと、少しはましかもしれないなと思いました。

○津谷部会長 つまり、回答の対象となる日と、実際に回答する日を分けるよう明記する必要があるのではないかという御意見かと思ひます。回答に長い時間がかつても、回答対象日と実際の回答日を分けることで、影響は小さくなるのではという御指摘かと思ひます。

「調査票の記入のしかた」等を書くことも一案ですが、この調査は自計ですので、詳細な説明を加えることは難しい面もあるかと思ひますが、なんとか工夫をしていただきたいと思ひます。とはいえ、宇南山臨時委員が指摘されたように、調査日にリアルタイムで回答する人は必ず出てくるだろうと思ひます。回答に使う時間をゼロにすることはもちろんできませんが、あまり回答に長い時間が取られないように、できる限り工夫をしていただき

たいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

これで今回の諮問事項につきましては、ひととおりの審議が終わったこととなります。それでは、ここから審議の取りまとめに入りたいと思います。資料4を御覧ください。

これは前回の部会の審議結果を踏まえて、事務局とも相談の上、今後取りまとめられる答申案の素案として作成したものです。本日の部会審議を踏まえて記載する部分はペンディングとしておりますけれども、調査計画の変更内容など、事実関係に関する部分については記載をしております。

それでは、具体的な審議に入る前に、私が考えている答申案の取りまとめ方法について、御説明いたします。まず、事務局から、簡潔にこの答申案の素案についての説明をしていただきます。その後、事項ごとに、部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、ほかに修正や追記すべき事柄はあるか、そして、本日審議した部分について、どのような方向性の整理とするかについて、委員の皆様から御意見をいただき、本日の部会では、答申の方向性について、認識の共有をすることができればと思っております。

その後、私の方で事務局と相談の上、細かな表現ぶりを整理した文案を作成いたしました。改めて委員の皆様にお示しし、御確認いただきたいと思います。

その上で、統計委員会で定められた書面決議を活用して、部会における議決とすることができればと考えております。

この方向性でよろしいでしょうか。

なお、今月下旬に開催される統計委員会において、本日の部会結果について、私から報告させていただきますが、その際に、この部会に所属しない委員から御意見をいただくことも考えられます。そのような場合には、できるだけ皆様とメールなどによる意見交換をさせていただき、御意見を答申案へ反映するよう努めるということで対応してまいりたいと考えております。

この進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料4に基づき、答申案の素案の概要について、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、この資料4の答申の素案を御覧ください。

答申の構成につきましては、これまでの統計委員会から出されました答申の構成を踏襲したいと考えておまして、1として本調査計画の変更、2として前回答申時における「今後の課題」への対応状況の構成としております。

まず、1の本調査計画の変更についてですが、(1)の承認の適否と(2)の理由等の構成としておまして、(2)の理由等につきましては、今回審議いただいた順に項目を立てております。その上で、前回の部会で審議いただいた部分は、本日、追加説明となった部分は「P」とした上で、結論の方向性を記載しております。また、本日審議いただいた変

更事項につきましては、変更の事実関係のみの記載にとどめ、結論部分は「P」としておりますので、この後の審議では、既に記載している部分の方向性について確認していただくとともに、本日の審議を踏まえて、「P」としている部分の方向性をお示しいただければと考えております。

あと、2の前回答申における今後の課題の対応状況につきましては、5ページの下の方になりますけれども、具体的にスマートフォンやタブレットで回答のところでございまして、調査方法の変更のところで記載済みということで、関連項目を参照することとし、簡略化しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の素案について審議をしたいと思います。

まず、1の本調査計画の変更の(1)承認の適否、これは1ページでございまして、こちらは全ての事項の審議が終了した後に、改めて確認をさせていただきたいと思います。

次に、1ページから3ページのア報告を求める事項及び集計事項の変更についての審議をいたしたいと思います。

まず、(ア)調査事項の追加でございまして。これは1ページから2ページでございまして。こちらにつきましては、1ページの最後の段落の「これについては」以降にありますとおり、第Ⅲ期基本計画やインクルーシブ雇用議連から示された提言を踏まえたものであること、そして、調査事項の設定に当たっては、欧州統計局のガイドラインに示されている設問形式を参考に、非常に詳細に検討をされたものであることから、統計の充実及び国際比較可能性の向上に資するものとして、本部会としては、おおむね適当と評価してはどうかと考えております。

その上で、2ページの上にありますとおり、本調査事項を追加した目的に沿った正確な回答を得るため、本日の審議を踏まえ、統計委員会修正案を踏まえて修正することと指摘してはどうかと考えております。「調査票の記入のしかた」等も工夫をしてもらいたいという御意見が複数ありましたので、それを反映していただきたいということでございまして。いかがでございでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特段の御異論はございませんでしたので、この方向性で御了承をいただいたものと整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、資料4の2ページ中ほどの(イ)調査事項の変更についてです。こちらについては、「これらについては」で始まる段落がございまして、それ以降にありますように、社会経済情勢の変化や利用者ニーズ等に対応するものであることから、本部会としては、おおむね適当と評価してはどうかと考えております。

内山統計審査官から、ここで追加コメントがございまして、お願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 すみません。1つだけコメントをいたします。

資料の見方だけですけれども、2ページ目、今御覧いただいている調査事項の変更のところですが、部会長から御説明をいただいた「おおむね適当である」という後に、ただし書と図が入ってございます。こちらにつきましては、本日のいわゆる宿題事項となっております「ハローワークを通じた職業訓練など」の削除の部分に関して、特段の留意事項が付いたり、削除しないという選択になった場合に、何か記載が必要ということで仮置きをしていたものでございます。ですので、本日の審議の結果として特段の留保なく削除が了解されていますので、このただし書と図につきましては削除するという形で、この(イ)調査事項の変更の部分につきましては、「おおむね適当である」までの3行が残るというふうに御理解いただければと思います。

併せて、この機会に申し上げますけれども、3ページ目、調査事項の削除のところも同様でございます。一番末尾の真ん中辺りのただし書ですが、こちらの特段の記載が必要でなければ削るということで御理解いただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。2つの宿題でございましてけれども、御審議いただいた結果、削除しても差し支えないのではないかとという方向性をいただきましたので、この2ページの(イ)の調査事項の変更は、最初の3行までとし、ただし書きと図は答申からは削除する。そして、3ページでございましてけれども、(ウ)の最後のただし書きも、削除することによって対応させていただいてよろしいでしょうか。

では、特段の御意見、御異論はございませんでしたので、御了承をいただいたものと整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、3ページの上の(ウ)の調査事項の削除ですが、最後のただし書は削除することによって内山審査官から御説明いただいて御了承いただきました。したがって、こちらにつきましては、「これらについては」のところ、ここは2行になっておりますけれども、調査結果の利活用が低調であったこと、そして報告者負担を課してまで把握する必要性が乏しいということから、本部会では「おおむね適当」と評価してはどうかと考えております。これについて御意見もいただきましたので、それはきちんと議事録にも反映させていただきますけれども、この調査項目の削除は「おおむね適当」という評価をしてよろしいでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

内山統計審査官、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません。申し忘れました。

先ほど御審議いただいた(イ)と共通しますけれども、原案では、ただし書が残るという前提で「おおむね適当」という記載をしております。ただし書など留意事項が付くと「おおむね」が付くというセット物でありまして、御審議の結果、留意事項がなくなりましたので、こちらは「適当」という形になりますので御理解いただけると幸いです。

○津谷部会長 では、先ほどの2ページの(イ)調査事項の変更の3行目のところは、「適当である」という表現にさせていただくということ、これはセットだということですね。ですので、(ウ)についても、「おおむね」を取り、「適当である」という表現となるということでございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、イの報告を求めるために用いる方法の変更でございます。これは3ページから4ページになっております。これについて審議をしたいと思います。

まず、3ページ中ほどの（ア）スマートフォン等の情報通信機器による回答方法の導入でございます。

こちらにつきましては、「これについては」という文章がございますけれども、それ以降にありますとおり、前回答申における今後の課題や第Ⅲ期基本計画の趣旨を踏まえた対応であり、報告者が回答する際の選択肢の拡充、そしてより円滑な回答の確保に資することから、本部会としては、「おおむね適当」と評価してはどうかと考えております。

ただ、この部分については、前回の部会においても、実現の可能性についての御意見やコメントをいただきましたので、なお書きにあるとおり、検討の結果、仮に報告者による利用が見込める設計が難しいと判断される場合には、対応の取りやめを含め、現実的な対応を取ることを許容する旨を付言するという選択肢もございます。これについて、いかがでございましょうか。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 先ほど申し上げました調査結果への影響も取りやめの理由にしてもいいかなと思いますので、「幅広い利用が見込めない、または、調査結果への重大な影響がある場合には」というような理由をもう1つ付けてもよろしいのではないかと思います。

○津谷部会長 分かりました。設計が難しい場合に加え、調査結果に影響する可能性を考えて現実的な対応を取るという、理由をもう1つ付けてはどうかという御意見でございます。いかがでございますか。よろしいでしょうか。

では、このような方向性を御了解いただいたということで、整理したいと思います。北村統計委員長からも、現実的な対応をとるようにとのご指示をいただいております。オンライン回答を推進することは政府の統計調査の基本的な方向性ですが、この調査の特性、そして実査の現場の状況その他を考えて、一番現実的な対応をしていただきたいと思いますので、現実的な対応をとることを許容する旨を付言して、この答申案をまとめたと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、4ページの上の（イ）災害や感染症等の発生への対応についてです。

こちらにつきましては、「これについては」という2つ目の段落にありますとおり、統計業務の円滑かつ確実な実施を確保しようとするものであるところから、本部会としては「適当」と評価してはどうかと考えております。いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はありませんので、御了承をいただいたものとして整理をさせていただきます。ありがとうございます。

次に、4ページの中ほどの（ウ）報告を求める期間の変更についてです。

これにつきましては、本日の部会審議で、グループによって、回答猶予期間に不均衡が生じていることを是正するものであるとともに、延長期間が2日間ということで、公表に

至る全体のスケジュールに与える影響も小さいと考えられることから、適当と整理した旨を記載してはどうかと考えております。実査を担当する地方公共団体の事情も勘案した上で、これを「適当」とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのように整理させていただきたいと思います。

次に、5ページの上の(エ)の報告者数及び報告者の選定方法の変更についてです。

まず、報告者数の増減につきましては、本日の部会審議で前回調査と同程度の精度及び情報量を維持できるよう、直近の平成27年国勢調査の結果を基に、精緻に算出した結果でございますので、特段の問題はないと整理をした上で、その旨を記載してはどうかと考えております。人口が減少する一方で世帯数は増え、世帯規模が小さくなっておりますので、実査は難しくなっていくかと思えます。また、世帯人員数の算出に一般世帯を用いるように変更することについても、適当という御意見であったと思えますので、そのように整理をさせていただきたいと思えます。

また、調査区の選定方法の変更についてですが、先ほど地方公共団体からも御意見をいただきましたが、直近の令和2年国勢調査の調査区情報を使用しないことにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国勢調査の公表期日が繰下げになったことで、当該情報が利用できないということが大きな理由でございます。ただ、この対応についても、総務省統計局と地方公共団体との間で緊密にコミュニケーションを取っていただき、できる限り迅速かつ円滑に対応していただくということで、特段の大きな問題はないという整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、5ページの下にございます2の前回答申時における「今後の課題」への対応状況についてですが、これについては、調査方法の変更のところで記載済みとしておりますが、そのように整理してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、部会としてそのような結論が得られたという整理をさせていただきたいと思えます。

それでは、最後に、資料4の1ページに戻っていただきまして、(1)承認の適否についてです。これまでの審議の結果を踏まえ、本調査の変更を承認して差し支えないとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で、答申案の方向性について、ひととおり確認をさせていただきました。さらに追加でコメントや御意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、最終確認でございます。今までいただいた御意見、御質問を踏まえまして、今後、私の方で事務局と相談の上、答申案を整理いたしまして、後日、委員の皆様へ御確認をお願いしたいと思います。

なお、確認の過程でいただいた御意見の扱いにつきましては、私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

なお、答申案につきましては、12月下旬から1月上旬を目途に、皆様にお示しをいたしまして、最終的な書面決議は、来年1月に入ってから行いたいと考えております。そのように進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本日の審議内容については、先ほども申しましたが、今月下旬に開催予定の統計委員会で私から報告いたします。

以上をもちまして、社会生活基本調査の変更について、皆様に集まっていたいただいたの対面による部会審議はこれで終了ということになります。たくさんの有用な御意見をいただき、また活発に審議に御参加いただき、ありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 先ほど部会長から御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議としては本日で終了といたしまして、あとはメールでのやり取りで答申案をまとめてまいりたいと思っております。

答申案につきましては、部会長と相談の上、12月の統計委員会終了後にお示しいたしますので、御確認いただければと存じます。

確認いただき、必要な修正をした答申案についての最終的な書面決議については、来年1月に入ってからを考えておりますので、お含みおきいただければと思います。

また、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールで御紹介いたしますので、そちらにつきましても御確認のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○津谷部会長 それでは、答申案の御確認、そして本日の部会の結果概要の御確認など、今後もしろいろとお手数をおかけいたしますが、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。

本当にありがとうございました。